

Ⅱ 公契約制度の現状と課題

1 公契約の概要

(1) 公契約とは

【公契約】

県、市町村などの自治体が発注者（当事者の少なくとも一方が地方自治体などの公の機関）となる公共工事や業務委託などの契約のこと。

【公契約条例】

公契約の条項に、当該公契約による事業で働く労働者の賃金等の労働条件の最低基準を定める「労働条項」を盛り込むことによって、適正な労働条件を確保しようとする条例のこと。

(2) 国における公契約制度の考え方

- ① 公契約における労働条項に関する条約（第94号条約）は、昭和24年にILO（国際労働機関）で採択され、現在61か国が批准し、法律が制定されている。

我が国では、批准の前提となる国内法令の整備が困難であるとして、条約の批准は行っていない。

- ② 最近の国会答弁（平成27年3月27日参議院予算委員会・安倍首相）

『国や地方公共団体が発注する契約において、適正な賃金を確保することは重要な課題であると考えています。安倍政権では、最低賃金について二年連続となる大幅引上げを実施しています。他方、わが国において、賃金等の労働条件は最低賃金法等の関係法令に反しない限りにおいて労使が自主的に決定することとされておりまして、また予算の効率的な執行や契約の適正化を図ることも必要であります。

そうしたことから、最低賃金法等とは別に、法律により賃金等の基準を新たに設けることについては慎重な検討が必要と考えています。ILO第94号条約の批准については、こうした我が国の法制度との整合性から困難であると考えております。』

2 公契約に対する自治体の動向

(1) 条例制定の動向について

平成22年2月、千葉県野田市において、全国の自治体で初の「公契約条例」を施行した。

この後、平成23年4月には、神奈川県川崎市が政令指定都市で初めてとなる「条例」を施行した。

近年の条例制定の傾向としては、野田市等が先行して制定した「生活保護法に基づく措置基準」や「地域最低賃金等を準用し下限報酬金額」など賃金条項を明記した「総合型条例」や、公契約に係る労働条項（最低賃金支払いの義務づけ）などを設けず、「市の責務」や「事業者の責務」、「市民等の責務」など、契約発注における「基本的な理念」を盛り込む「理念型条例」の制定となっている。

全国自治体における公契約条例等の状況

(平成30年4月現在)

賃金条項あり (21自治体)	賃金条項なし (23自治体)
建設工事、業務委託・指定管理を対象に労働条項を含む総合的条例	労働環境の整備、建設工事の質の確保、建設工事の総合評価入札などを規定する理念型条例
<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県 野田市、我孫子市 ・埼玉県 草加市、越谷市 ・東京都 多摩市、国分寺市、渋谷区、足立区、千代田区、目黒区、世田谷区 ・神奈川県 川崎市、相模原市、厚木市 ・愛知県 豊橋市 ・三重県 津市 ・兵庫県 三木市、加西市、加東市 ・高知県 高知市 ・福岡県 直方市 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県、山形県、長野県、愛知県、岐阜県、奈良県 ・北海道 旭川市 ・岩手県 花巻市 ・秋田県 秋田市、由利本荘市 ・福島県 郡山市 ・群馬県 前橋市 ・東京都 江戸川区 ・石川県 加賀市 ・岐阜県 大垣市、高山市 ・愛知県 碧南市、尾張旭市 ・三重県 四日市市 ・京都府 京都市 ・奈良県 大和郡山市 ・兵庫県 尼崎市 ・香川県 丸亀市

(2) 条例成案に至らなかった自治体【4自治体】

自治体名	提案形式	否決理由
尼崎市	平成 21 年 5 月議会 (議員提案)	一部の賛成派議員の離脱により否決（現行法令との整合が取れないとして、市も制定に否定的立場）
札幌市	平成 25 年 10 月議会 (市提案)	関係業界からの理解得られず継続審査、修正し再提出するも否決
山形市	平成 26 年 6 月議会 (市提案)	市民や業界団体の理解得られず、与党会派の対応分裂により否決
船橋市	平成 26 年 6 月議会 (議員提案)	議員提案されるも賛成少数により否決

《 参 考 》 条例成案に至らなかった自治体の例

兵庫県尼崎市における主な否決理由

関係法令等	主 な 理 由
憲 法	<ul style="list-style-type: none"> 憲法第 27 条第 2 項では「勤務条件の基準は法律で定める」となっている。 労働条件の法規制については、憲法による「契約の自由」の原則に違反する。
地方自治法	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法第 2 条第 14 項における、「<u>最小の経費で最大の効果をあげる</u>」の原則に違反する。 地方自治法第 14 条第 1 項における、<u>条例事項制定の範囲外である</u>。 地方自治法第 149 条第 2 項において、<u>長の専権事項である契約条項を条例で定め、それを執行機関に義務付けすることはできない</u>。
独 禁 法	<ul style="list-style-type: none"> 独占禁止法における、「<u>不公正な取引方法</u>」に該当する。
最低賃金法	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の<u>条例において、最低賃金を上回る賃金額を定めることは最低賃金法に違反する</u>。
解雇・失業者の増加	<ul style="list-style-type: none"> 条件が厳しくなって解雇や失業者が増える。
企業の域外移転	<ul style="list-style-type: none"> 企業が自治体外に移転する。
サービスの質	<ul style="list-style-type: none"> 労働条件の確保と公共サービスの向上の因果関係の証明が困難である。
実効性	<ul style="list-style-type: none"> 税を原資とした市民の便益享受の証明が不十分である。
財政負担	<ul style="list-style-type: none"> 財政負担が大きく自治体財政を破綻させ、税金が増える

3 公契約条例制定の課題

(1) 法的課題

① 最低賃金法等の労働法上の課題

条例で賃金その他の労働条件を定めることは労使間の労働契約に介入するものであり、「賃金、就労時間、休息その他の労働条件に関する基準は法律で定める」とした規定に違反するのではないか。

最低賃金額を上回る賃金の支払い義務を、条例により公契約相手方に課すことができるのか。

② 独占禁止法上の課題

自己の取引上の地位を不当に利用して相手側と取り引きすることは、独占禁止法に違反するのではないか。

③ 地方自治法上の課題

地方自治法の主旨である「最少の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない」という観点から、公正性を欠き、経済性の原則を確保することができないのではないか。

また、従事する労働者が市外住民の場合、市条例で市外の労働者の労働条件の確保を目的とすることについて疑義が生じる。

(2) 事業者の課題

- ① 賃金台帳作成、下請関係報告書作成、立入り検査の対応など、業務量の増加と経営への影響
- ② 各社における独自の給与体系、昇給制度に対する取扱い
- ③ 経験年数を考慮せず、賃金を一律に扱うこと

(3) 実務上の課題

- ① 条例の効果等、実効性の確保
- ② 市民、業界団体等の理解
- ③ 制定に伴う組織体制整備と賃金の支払状況の把握等事務量の増加
- ④ 条例の適用となる建設工事及び業務委託等の対象範囲の設定
- ⑤ 庄原市が決定する報酬下限額（労働賃金の額）の設定

4 庄原市における公契約に係る取り組み等

(1) 公契約に係る取り組み状況

公共工事等の入札制度については、透明性、公平性、競争性の確保や、市内業者の育成、市内経済への配慮などの観点から国や県の動向を基に制度改革に取り組んできた。平成19年度以降、電子入札システムを活用した一般競争入札の実施など、次のとおり公契約に係る取り組みを実施している。

[平成19年度]

- 10月～ 電子入札システムの導入
条件付一般競争入札の実施
建設工事における最低制限価格の設定

[平成20年度]

- 11月～ 優良業者認定制度・優良技術者表彰制度の導入

[平成22年度]

- 7月～ 建設工事における総合評価落札決定方式の導入

[平成23年度]

- 11月～ 測量コンサルタント等業務及び建築設計等業務委託における最低制限価格の設定

[平成25年度]

- 3月～ 旧労務単価を適用して積算した公共工事、業務委託等における新労務単価早期反映の特例措置の導入

[平成26年度]

- 10月～ 測量コンサルタント等業務における総合評価落札決定方式の試行導入
- 3月 市議会「公契約条例の制定を求める決議」の議決

[平成27年度]

- 6月～ 庁内検討会議6回、先例地調査、市内事業主・従業員・市民アンケート、先例地視察（兵庫県三木市）等による調査・検討
- 2月 「公契約条例に関する調査検討結果について」市議会へ報告

[平成28年度]

- 7月 最低制限価格の算定方法等の契約制度の見直し
- 10月 小規模修繕業者登録制度の開始
- 2月 「公契約に係る取組みについて」市議会へ報告

[平成29年度]

- 7月 最低制限価格の算定方法等の契約制度の見直し
庄原市公契約条例等検討委員会設置（検討経過等はIV-1へ記述）

(2) 庄原市の公契約制度 (県との比較)

※平成 29 年 8 月時点

区分	実施内容	広島県	庄原市
建設工事等	社会保険等未加入対策	<p>■社会保険等未加入建設業者との一次下請契約を原則禁止 [平成 28 年 4 月～]</p> <p>(未加入建設業者と一次下請契約を締結したことが判明した場合、特別な事情がある場合を除き「違約金請求」「指名除外の措置」「工事成績評定点の減点」の実施。)</p> <p>■二次以降の下請業者が社会保険等未加入業者であった場合、当該下請業者に行っている加入指導について、定期的に状況報告を行う。 [平成 29 年 6 月～]</p>	<p>■施工体制台帳の写しの提出の際、社会保険等の加入状況を確認。未加入業者を確認した場合、元請業者に指導を要請。</p>
	建設工事に係る総合評価落札方式	<p>■請負対象設計金額5,000万円以上の工事について、原則として総合評価落札方式により発注。</p> <p>【大規模工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術評価 1 型 請負対象設計金額 3 億円以上 ・技術評価 2 型 請負対象設計金額 3 億円未満 <p>【技術提案を求めない】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績評価 1 型 請負対象設計金額 5 千万円以上 ・実績評価 2 型 請負対象設計金額 5 千万円未満 	<p>■土木一式工事、舗装工事、建築一式工事、管工事等の建設工事案件を原則として総合評価落札方式により発注。</p> <p>【土木一式工事、舗装工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易Ⅰ型 予定価格5,000万円以上 ・簡易Ⅱ型 予定価格3,000万円以上 <p>【建築一式工事、管工事等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易Ⅰ型 予定価格1億5,000万円以上 ・簡易Ⅱ型 予定価格4,000万円以上 <p>※簡易型のほか、高度技術提案型、標準型を規定。</p>
	建設工事に係る最低制限価格制度	<p>■請負対象設計金額 1,000 万円未満 [平成 26 年 6 月から実施]</p> <p>■廃止 [平成 28 年 6 月～]</p>	<p>■請負対象設計金額 130 万円以上の入札案件で設定</p>
	建設工事に係る低入札価格調査制度	<p>■請負対象設計金額 1,000 万円以上 [平成 26 年 6 月から実施]</p> <p>■全ての工事 (社会保険労務士による労務監査意見書の提出義務) [平成 28 年 6 月～]</p>	<p>■制度なし</p>
	優良建設工事等の表彰制度	<p>■対象工事:引渡しを受けた最終契約額 1,000 万円以上の建設工事</p> <p>■基準点:工事成績評定点 84 点以上 (土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、機械器具設置工事、水道施設工事)</p> <p>■表彰区分:優良建設業者、優秀技術者</p>	<p>■対象工事:引渡しを受けた最終契約額 500 万円以上の建設工事</p> <p>■基準点:工事成績評定点 82 点以上 (土木一式工事、舗装工事、建築一式工事、電気工事、管工事、水道施設工事)</p> <p>■表彰区分:優良建設工事施工業者、優良技術者</p>

区分	実施内容	広島県	庄原市
測量・建設コンサルタント等業務	測量・建設コンサルタント等業務に係る総合評価落札方式	<p>■競争入札に付する業務の中から業務内容等を勘案したうえで対象を選定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>技術評価型</u> 技術的検討の余地が大きく、企業や配置技術者の能力、業務の実施方針により評価。 ・<u>実績評価1型</u> 技術的検討の余地が小さく、企業や配置技術者の能力により評価。 ・<u>実績評価2型</u> 比較的難易度が低く、同種業務の実績を求めず企業や配置技術者の能力により評価。 	<p>■原則として予定価格が1,000万円以下の案件</p> <p>【評価項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庄原市内に本社又は営業所等があるか ・直近の庄原市における受注状況 ・各社に在籍する技術士等 ・指名除外措置の状況
	測量・建設コンサルタント等業務に係る最低制限価格制度	<p>■請負対象設計金額 1,000 万円未満 [平成 24 年 6 月から実施]</p> <p>■廃止 [平成 26 年 6 月～]</p>	<p>■請負対象設計金額 50 万円以上の入札案件で設定</p> <p>※現在、試行として総合評価落札方式による案件は対象外としている。</p>
	測量・建設コンサルタント等業務に係る低入札価格調査制度	<p>■請負対象設計金額 1,000 万円以上 [平成 24 年 6 月から実施]</p> <p>■全ての業務 [平成 26 年 6 月～]</p> <p>■全ての業務(社会保険労務士による労務監査意見書の提出義務) [平成 28 年 6 月～]</p>	<p>■制度なし</p>
	測量・建設コンサルタント等業務の表彰制度	<p>■対象業務:引渡しを受けた最終契約額 500 万円以上の業務 [平成 29 年～]</p> <p>■基準点:業務成績評定点 85 点以上(測量、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、その他)</p> <p>■表彰区分:優良建設コンサルタント、優秀技術者</p>	<p>■制度なし</p>

区分	実施内容	広島県	庄原市
その他	建設工事等に係る入札参加資格の認定における評価項目（主観数値）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 工事の施工実績 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県発注工事の工事成績数値 ・ 優良建設業者表彰 ■ 技術者の継続学習の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木施工等C P D S 学習単位数 ■ 品質等の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境マネジメントシステム（I S O 等） ・ 建設業労働災害防止協会（労働災害防止）に加入 ■ 県の重要施策（※県内業者限定） <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の雇用※ ・ 広島県仕事家庭の両立支援企業登録制度の登録 ・ 広島県公共土木施設災害支援制度の認定 ・ 広島県アダプト制度の認定 ・ 消防団協力事業所の認定※ ・ 立ち直り協力雇用主の登録（広島保護観察所）※ ■ 指名除外等の状況（減点評価） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 工事の施工実績 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市発注工事の工事成績数値 ■ 技術者の継続学習の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木施工等C P D S 学習単位数 ■ 品質等の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境マネジメントシステム（I S O 等） ■ 市の重要施策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の雇用 ・ 広島県仕事家庭の両立支援企業登録制度の登録 ・ 庄原市災害時地域貢献（除雪） ■ 指名除外等の状況（減点評価）
	ホームページでの発注見通しの情報公開	<ul style="list-style-type: none"> ■ 毎年度、5月に当該年度に発注することが見込まれる工事及び業務委託（予定価格が250万円超）に係る見通しに関する事項を公表。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事の名称、場所、期間、種別及び概要 (2) 入札及び契約の方法 (3) 入札を行う時期 ■ 四半期ごとに公表した発注見通しに関する事項を見直し、変更後の当該事項を公表。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 毎年度、4月1日に当該年度に発注することが見込まれる工事（予定価格が200万円以上）及び業務委託（入札またはプロポーザル方式による発注）に係る見通しに関する事項を公表。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事の名称、場所、期間、種別及び概要 (2) 入札及び契約の方法 (3) 入札を行う時期 (4) 予定額（予算額） ■ 四半期ごとに公表した発注見通しに関する事項を見直し、変更後の当該事項を公表。
	ホームページでの公告案件の公開	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全入札案件について入札公告及び指名通知後に入札に関する事項を公表。（設計図書は各担当部署での閲覧） <ol style="list-style-type: none"> (1) 入札公告 (2) 入札条件 ■ 当該年度及び前年度の入札及び契約結果を公表。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一般競争入札案件について入札公告後に入札に関する事項を公表。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 入札公告 (2) 入札条件 (3) 設計図書 ■ 平成17年度以降の入札結果を公表。

(3) 入札件数及び落札率について

業種	入札方法	主な内容
建設工事	条件付 一般競争入札	<ul style="list-style-type: none"> ・土木一式、建築一式、舗装、管及び電気の各業種については、市内に本社または営業所を有する者を対象に、地域要件、格付基準、完成工事高等の条件を付し、一般競争入札を執行している。 ・上記の業種以外のは庄原市建設業者等選定審査会において条件を決定している。 ・設計額が一定金額以上（土木系 3,000 万円、建築系 4,000 万円（税込））の案件は、価格と品質の両面において総合的に優れた請負者を決定し、公共工事の品質を確保するため、「総合評価方式」による入札を実施している。
業務委託	指名競争入札	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に本社または営業所を有する者を対象に、資格要件、広島県格付、平均実績額等の選定条件によって業者を指名している。 ・特殊案件等の場合は庄原市建設業者等選定審査会において選定条件を決定している。 ・設計額が 1,000 万円（税込）以下の案件は、価格と品質の両面において総合的に優れた請負者を決定し、業務目的物の品質を確保するため、「総合評価方式」による入札を実施している。
	随意契約	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、設計額が建設工事 130 万円、業務委託 50 万円以下（いずれも税込）の場合に随意契約を執行している。

【公共工事の契約実績】

年度 入札方法	平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	件数	契約金額 (千円)	平均 落札率	件数	契約金額 (千円)	平均 落札率	件数	契約金額 (千円)	平均 落札率	件数	契約金額 (千円)	平均 落札率
一般競争	199	2,999,762	94.61%	289	3,838,245	94.49%	186	1,640,281	95.45%	160	2,335,065	95.25%
随意契約	214	225,583	98.84%	265	612,447	98.42%	236	392,204	98.55%	221	299,948	98.45%
合計	413	3,225,345	96.73%	554	4,450,692	96.46%	422	2,032,485	97.00%	381	2,635,013	96.85%

【業務委託の契約実績】

年度 入札方法	平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	件数	契約金額 (千円)	平均 落札率	件数	契約金額 (千円)	平均 落札率	件数	契約金額 (千円)	平均 落札率	件数	契約金額 (千円)	平均 落札率
指名競争	34	220,761	83.82%	45	338,239	81.31%	47	314,178	71.30%	52	386,389	73.52%
随意契約	60	132,491	98.91%	53	235,497	98.13%	52	205,414	98.08%	46	58,414	99.23%
合計	94	353,252	91.37%	98	573,736	89.72%	99	519,592	84.69%	98	444,803	86.38%